

青森県報

第四千三百六十四号

平成二十九年
十月十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 喀痰吸引等業務の登録……………(同) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) …… 二
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更の届出……………(同) …… 二
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) …… 三
- 林業用種苗生産事業者の登録の変更……………(林 政 課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 三
- 右 同……………(同) …… 四
- 右 同……………(同) …… 四
- 土地改良事業の工事の完了……………(上 北 地 域 民 局) …… 四

告

示

青森県告示第七百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス種類	行 居宅サービス事業を う 事 業 所	届 廃止の 年 月 日 出	届 廃止の 年 月 日 出
社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会	訪問介護	蓬田村社会福祉協議会 東津軽郡蓬田村大字山田三五四	平成 二九・八・二六	平成 二九・九・三〇
社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会	訪問介護	蓬田村社会福祉協議会 東津軽郡蓬田村大字山田三五四	平成 二九・八・二六	平成 二九・九・三〇

青森県告示第七百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う所	届 廃止の 年 月 日 出	届 廃止の 年 月 日 出
社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会	東津軽郡蓬田村大字山田三五四	平成 二九・八・二六	平成 二九・九・三〇
社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会	東津軽郡蓬田村大字山田三五四	平成 二九・八・二六	平成 二九・九・三〇

青森県告示第七百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス 事業を 行う事 業所	届止 の 年月 日	廃 止 の 年月 日
社会福祉 法人蓬田 村社会福 祉協議会	東津軽郡蓬田村 大字瀬辺地字山 田三五の八四	介護予 防訪問	蓬田村社 協指 定訪 問介 護事 業所	平成 二 元 ・ 八 二 六	平成 三 元 ・ 九 三 〇
名 称	所 在 地				
介護予 防サー ビス	東津軽郡蓬田 村大字瀬辺地 字山田三五の 八四				

青森県告示第七百十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登 録 日 録	氏名又は 名称	住 所	事 業 名 称	事 業 所 所 在 地	業 務 開 始 日	備 考
〇二五〇〇 〇二八	平成 二 元 ・ 二 〇 ・ 二	社会福祉 法人ス ブ リン グ	八戸市大 字妙字西 平六の二 七	特別養護 老人ホ ール ム福 寿草 イ ン ス ブ リン グ	八戸市大 字妙字西 平六の二 七	平成 三 元 ・ 一 ・ 一	介護老人 福祉施設

〇二五〇〇 〇一九	ク	社会福祉 法人ス ブ リン グ	八戸市大 字妙字西 平六の二 七	特別養護 老人ホ ール ム福 寿草 イ ン ス ブ リン グ	八戸市大 字妙字西 平六の二 七	ク	短期入所 生活介護
--------------	---	-----------------------------	---------------------------	--	---------------------------	---	--------------

青森県告示第七百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ファルマ弘前薬局	弘前市大字扇町二丁目二の一〇	平成 三 元 ・ 一 ・ 一

青森県告示第七百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	平成 三 元 ・ 一 ・ 一
変更後		弘前市大字扇町二丁目二の一	

変更前	津軽保健生活協同組合健康クリニック	弘前市大字野田二丁目二の一	〃
変更後	〃	弘前市大字扇町二丁目二の一	〃

青森県告示第七百二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
青森市大字後潟字平野一八の四	後潟
青森市大字後潟字大原八七の三	
青森市大字後潟字大原一四	
神山 義昭	
西谷 文昭	
工藤 美智磨	

公 告

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	登録番号	登録年月日	生産事業者	内産事業の容	事業所	変更年月日
変更後	二八	平成二七・三・二九	山田健	採取 精選	住所 上北郡おいらせ町一八七の二	平成二九・一〇・三
変更前	〃	〃	〃	育苗 育成の 山の種	住所 上北郡おいらせ町二	〃

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 福基建設
- 二 氏名 福井基
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸山居六二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ八）第五〇号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 角弘エスアンドイー株式会社
- 二 代表者の氏名 工藤貢愼
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一〇〇六四六号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 赤坂建設
- 二 氏名 赤坂專治郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字西田沢字浜田一三七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇五八一号
- 五 取消年月日 平成二十九年九月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

上北地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年十月十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

- 一 県営土地改良事業の名称 農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）
- 二 工事完了年月日 平成二十九年九月五日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭